



中村太郎税理士事務所  
Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

# NEWS LETTER

熱中症にもっとも注意が必要な季節です。今年は新型コロナウイルスの影響でマスクの着用が求められ、例年以上に注意が必要です。お気を付けください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

8

2020



給与所得の源泉徴収票  
令和2年分から変更

新型コロナウイルス感染の疑いで  
休む場合の傷病手当金の申請

業種別1法人あたり  
年間の交際費等支出額

WEB会議システムを  
気持ちよく利用するには？

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301

TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474



# 給与所得の源泉徴収票 令和2年分から変更

給与の受給者に対して交付する「給与所得の源泉徴収票」。税制改正により、令和2年分から新しくなりました。今回は、この新しい源泉徴収票について、記載の留意点をご案内します。特に、新しい源泉徴収票を用いて年末調整対象外である退職者へ交付する源泉徴収票の作成時には、改正前の寡婦、特別の寡婦又は寡夫に該当する場合の記載もれに注意しましょう。

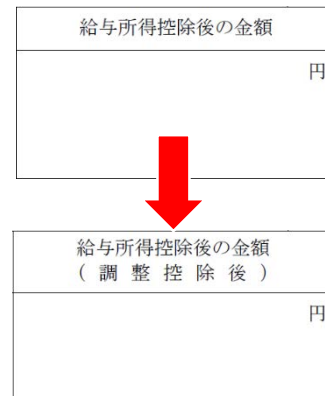
**【受給者交付用（ひな型）】**

令和 年分 **給与所得の源泉徴収票**

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	
		(役職名)	
		(フリガナ)	
		氏名	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額
	円	円	円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	控除対象扶養親族の数
有	円	人	人
無	円	人	人
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
円	円	円	円
<b>④</b>			
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額
円	円	円	円
住宅借入金等特別控除の適用回数	前住開始年月日(住居)	前住開始年月日(住居)	住宅借入金等特別控除区分(住居)
円	年 月 日	年 月 日	円
課税特別控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	配偶者の合計所得	所得金額調整控除額
	(フリガナ) 氏名	円	円
控除対象扶養親族	(フリガナ) 氏名	区分	
1	(フリガナ) 氏名	区分	
2	(フリガナ) 氏名	区分	
3	(フリガナ) 氏名	区分	
4	(フリガナ) 氏名	区分	
未成年者	外国人	死亡退職	災害者
		本人が障害者	その他
		専任	ひとり親
		勤労学生	
		中途退社・退職	受給者生年月日
			元 年 月 日
支払者	住所(居所)又は所在地		
	氏名又は名称		

(※) 受給者交付用のため、個人番号の記載欄はありません。

## ① 給与所得控除後の金額



年末調整対象者に対して記載する、給与所得控除後の金額欄について、所得金額調整控除の創設により、所得金額調整控除の適用がある場合に、その額を加味した給与所得控除後の金額を記載する欄へと変わりました。

所得金額調整控除	年収850万円超で一定の要件に該当する場合は、年収（上限1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額を給与所得から控除
----------	--

### 【参考：給与所得控除の改正（令和2年～）】

- ・ 給与所得控除額について、一律10万円引下げ
- ・ 給与所得控除の上限額を195万円へ引下げ（改正前は220万円）
- ・ 給与所得控除の上限額を適用する年収が850万円へ引下げ（改正前は1,000万円以下）

## ② 基礎控除の額・所得金額調整控除額

配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
		基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円

年末調整で適用した所得金額調整控除額や、基礎控除の額（**48万円以外**に限る）を記載する欄が設けられました。

基礎控除 (所得控除)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則48万円（10万円引上げ）</li> <li>合計所得金額2,400万円超は、額が遡減され、2,500万円を超えると0円</li> </ul>
----------------	--

## ③ ひとり親、寡婦の記載欄

寡婦		寡夫	ひとり親
一般	特別		

→

寡婦	ひとり親
----	------

ひとり親控除の創設と寡婦（夫）控除の見直しにより、記載欄が変わりました。**年末調整で改正後**の「寡婦」又は「ひとり親」に該当する場合に“○”を付します。

ひとり親控除 (所得控除)	一定の「ひとり親」に該当するときは、35万円を控除
寡婦控除 (所得控除)	「ひとり親」に該当しない一定の「寡婦」に該当するときは、27万円を控除

年末調整で改正後の「寡婦」又は「ひとり親」に該当することになった場合に、「○」を付してください。

出典：国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収票の記載の仕方」  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-166.pdf> 筆者加工

## ④ 改正前の寡婦等

改正前の「寡婦」、「特別の寡婦」又は「寡夫」に該当する**年末調整を行わない者等**については、③欄ではなく、「(摘要)」欄にそれぞれ、“旧寡婦”、“旧特別の寡婦”又は“旧寡夫”と記載します。

改正前の「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する場合には、「(摘要)」欄に「旧寡婦」などと記載します。

※「寡婦」及び「ひとり親」欄には「○」を付さないでください。

出典：国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収票の記載の仕方」  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-166.pdf> 筆者加工

## ⑤ 元号記載欄

受給者の生年月日の元号表記欄が、記載欄へと変わりました。当てはまる元号に“○”を付すのではなく、“明治”、“大正”“昭和”、“平成”又は“令和”と**漢字で記載**します。

受給者生年月日						
明	大	昭	平	年	月	日
元号				年	月	日

【参考】国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収票の記載の仕方」  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-166.pdf>

# 新型コロナウイルス感染の疑いで 休む場合の傷病手当金の申請

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言や、県境をまたぐ移動制限が全国で解除されました。今後は感染拡大を予防する「新しい生活様式」が求められ、そこには発熱の症状がある場合はムリせず自宅で療養する行動も含まれています。そこで新型コロナウイルス感染症への感染が疑われるために、会社を休んだ場合の傷病手当金の取扱いについて確認しておきましょう。

## 傷病手当金とは

病気やけがにより労務の提供ができず、会社を休むときで、以下の4つの要件を満たすときには、傷病手当金が支給されます。

- ① 業務外の事由による病気やケガの療養のために休業すること
- ② 仕事に就くことができないこと
- ③ 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- ④ 休業した期間について給与が支給されないこと

②については通常、傷病手当金支給申請書に、医師の「労務の提供ができないこと」（労務不能）という意見を受けて申請します。

## 感染が疑われる場合の休業補償

新型コロナウイルス感染症に感染したときは、当然、傷病手当金の対象になります。

一方、従業員が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行うときの傷病手当金の考え方について、厚生労働省から、協会けんぽおよび健康保険組合（以下、まとめて「保険者」という）宛に、次の内容が含まれた通達

が発出されています。

- **新型コロナウイルス感染症について、以下のような相談・受診の目安が示されている。**
  - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - 重症化しやすい人で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - これら以外の人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- **発熱などの症状があり、新型コロナウイルスに罹患していることが疑われるため従業員が自宅療養を行っていた期間は、療養のため労務に服することができなかった期間に該当することとなる。**
- **なお、やむを得ない理由により医療機関への受診を行わず、医師の意見書を添付できない場合には、支給申請書にその旨を記載するとともに、事業主からの当該期間、従業員が療養のため労務に服さなかった旨を証明する書類を添付すること等により、保険者において労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとする。**

以上のように申請には、医師の意見が必要とはいえなため、最終的な判断は保険者が行うことになるものの、会社は医師の意見がないことから傷病手当金を申請できないと判断しないように注意しましょう。

傷病手当金はあくまでも社会保険（健康保険・厚生年金保険）の被保険者となっている従業員について支給されるものであり、所定労働時間が短いこと等により社会保険に加入していない従業員は対象になりません。従業員も誤解しやすいため注意しましょう。

# 業種別1法人あたり 年間の交際費等支出額

令和2年度税制改正で、交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年延長されました。ここでは、今年5月に発表された国税庁の調査結果※から求めた、2018年（平成30年）度分の1法人（利益計上法人）あたり年間の交際費等支出額を業種別にご紹介します。

## ■ 製造業の平均は364万円

製造業の資本金階級計の交際費等支出額は、化学工業が最も高く672万円となりました。次いで出版印刷業が422万円、食料品製造業が383万円となっています。最も低いのは繊維工業で218万円でした。

資本金階級計の平均を求めると、364万円となりました。

## ■ 製造業以外の平均は250万円

製造業以外の資本金階級計の交際費等支出額は、運輸通信公益事業が376万円です。最も高く、卸売業も360万円です。最も低いのは不動産業で166万円となりました。

資本金階級計の平均を求めると250万円で、資本金階級計の平均では製造業の方が高い状況です。

今年は新型コロナウイルスの影響で、交際費等支出額も減少することが予想されます。

2018年度業種別資本金階級別1法人あたり年間の交際費等支出額  
(利益計上法人、千円)

製造業							
資本金階級	繊維工業	化学工業	鉄鋼金属工業	機械工業	食料品製造業	出版印刷業	その他の製造業
100万円以下	784	1,157	1,133	1,213	869	1,011	1,024
100万円超	400	1,308	1,682	1,089	825	1,279	979
200万円 "	920	1,214	1,305	1,192	1,069	1,026	1,146
500万円 "	1,430	2,004	2,181	2,057	1,883	2,017	1,777
1,000万円 "	2,061	2,706	2,952	2,756	2,843	2,579	2,504
2,000万円 "	2,643	3,748	4,142	3,891	3,498	3,868	3,434
5,000万円 "	4,592	8,467	6,904	6,353	7,820	9,650	6,731
1億円 "	6,390	17,006	13,500	9,533	12,395	61,832	11,410
5億円 "	25,500	21,671	23,979	18,912	29,364	116,353	21,438
10億円 "	31,333	49,925	30,595	30,911	60,771	148,789	35,927
50億円 "	56,333	86,606	52,520	54,364	106,111	46,333	55,348
100億円 "	207,000	287,256	267,684	119,535	320,640	525,750	445,211
計	2,180	6,716	2,913	3,149	3,826	4,223	2,471
製造業以外							
資本金階級	建設業	卸売業	小売業	料理飲食旅館業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業
100万円以下	1,563	1,321	991	1,523	976	1,229	1,364
100万円超	1,778	1,344	975	1,339	988	1,190	1,221
200万円 "	1,893	1,287	1,055	1,205	972	1,598	1,284
500万円 "	2,564	2,220	1,683	1,664	1,744	2,211	2,144
1,000万円 "	3,302	3,108	2,254	2,008	2,058	2,701	2,670
2,000万円 "	4,346	5,113	3,681	2,844	2,743	3,577	3,619
5,000万円 "	9,824	10,589	7,679	3,620	4,613	7,540	6,130
1億円 "	28,210	22,066	14,855	10,238	8,450	13,754	10,793
5億円 "	49,184	44,753	19,880	27,269	28,303	19,446	19,020
10億円 "	97,786	63,466	65,200	84,559	32,295	25,095	32,865
50億円 "	163,206	140,863	67,208	143,273	28,583	68,768	68,630
100億円 "	806,313	381,610	116,800	47,667	212,167	269,463	230,696
計	2,813	3,602	1,780	1,816	1,664	3,757	2,059

国税庁「平成30年度分会社標本調査」より作成

※国税庁「平成30年度分会社標本調査」

内国普通法人を対象に、2018年（平成30年）4月1日から2019年（平成31年）3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度について、2019年7月31日現在でとりまとめたものです。ここでの交際費等支出額は、資本金階級別に集計された合計金額を法人数で除して求めた数字になります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。  
[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00351020&tstat=000001043127&cycle=8&year=20181&month=0&tclass1=000001043218&result\\_back=1&cycle\\_facet=tclass1%3Acycle](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00351020&tstat=000001043127&cycle=8&year=20181&month=0&tclass1=000001043218&result_back=1&cycle_facet=tclass1%3Acycle)

# WEB会議システムを 気持ちよく利用するには？

新型コロナウイルスの影響で、WEB会議システムの活用が進んでいます。場所や移動時間の制約が少ないため、今後も利用が進むと思われます。ここでは、主催者側の視点を中心にWEB会議を行う場合の注意点をご紹介します。

## ①パソコン等の環境を事前確認

利用するWEB会議システム（以下、システム）によっては、アプリのインストールが必要なものや、推奨環境に特定のブラウザを指定しているものがあります。会議の主催者は、使用するパソコン等にアプリや対象のブラウザをインストールすることを参加者へ連絡し、事前準備を促しましょう。

また、使用するパソコンにマイクやカメラが付いているかどうかを参加者に事前確認してもらい、必要に応じて準備してもらいます。

これらの準備と同時に、主催者としてシステムにどんな機能があるのか、できること、できないことを確認します。特に次の②と③はシステムでの利用方法を確認して、必要に応じて参加者へ案内をしておきましょう。

## ②背景やパソコンのデスクトップ

自宅や会社の自席からWEB会議に参加すると、自宅や自席の様子がカメラに映り込みます。システムによっては背景をぼかしたり、別の画像を設定したりできる機能がありますが、横を向くなど自分が動くことで背景が外れてしまうこともあります。壁やカーテンを背にするなど、想定外に背景が映り込んでも問題ないようにして、会議に臨むと安心です。

また、主催者として自分のパソコン画面を参加者に見てもらおう場合は、デスクトップを事前に整理しておくとお見栄えがよくなります。

## ③雑音に注意

WEB会議中、小さな音をマイクが拾い、雑音を発生させることがあります。雑音を発生させている人はそのささいな音に気づきにくいのですが、聞こえる側はストレスに感じやすいです。

システムによっては、主催者の権限で参加者のマイクをミュート（消音）にすることができますし、自分が発言しない時はマイクをミュートにすることを事前に参加者へ依頼するなどして、会議中の雑音を減らしましょう。

## ④全員が話せるように配慮する

WEB会議では、複数人が話すとき聞き取れないことが多いため、おのずと一人ずつ話すようになります。カメラ越しだと会話の切れ目がわかりにくく、うまく話に入れないことがあります。複数人の会議では主催者が議長となって、話していない人に声をかけたりしながら、参加者全員で話しやすい雰囲気をつくりましょう。

WEB会議を経験したことがない方は、これらの点に注意しながら、お試しください。



8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

2020年8月

## お仕事備忘録

### 1. 個人事業者の税金の納付

### 2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

### 3. 労働保険の年度更新

### 4. 賞与所得税の納付

### 5. 熱中症対策

### 6. 夏季休暇にまつわる諸業務

#### 1. 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。

また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

- 例 ・ 個人事業税（第1期分）
- ・ 個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

#### 2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

#### 3. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新は、例年、7月10日が期限ですが、新型コロナウイルス感染症の特例により8月31日まで延長されています。

#### 4. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与分の納付も忘れないようにしましょう。

#### 5. 熱中症対策

今年の夏は、新型コロナウイルスの感染対策を行いながら、熱中症の予防対策を進める必要があります。環境省と厚生労働省は、「新しい生活様式」における熱中症予防行動を呼びかけており、高温多湿の環境下でのマスクの使い方や、エアコン使用時の室内換気の方法など、注意すべきポイントをまとめていますので、参考にするとよいでしょう。

#### 6. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

##### ◆ 配達物の扱い

休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを忘れないようにしましょう。

##### ◆ 福利厚生管理

休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。

##### ◆ パソコン等のデータバックアップ

休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょ。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。

事業服や作業服などを配布している企業は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。



2020.8

今年の夏は、マスク着用や換気など、職場の感染対策を進めながら、熱中症にも注意する必要があります。政府が作成したガイドラインなどを参考にしながら、従業員の健康管理を行っていきましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	土	大安	
2	日	赤口	
3	月	先勝	
4	火	友引	
5	水	先負	
6	木	仏滅	
7	金	大安	立秋
8	土	赤口	
9	日	先勝	
10	月	友引	山の日
11	火	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（7月分）
12	水	仏滅	
13	木	大安	
14	金	赤口	
15	土	先勝	
16	日	友引	
17	月	先負	
18	火	仏滅	
19	水	先勝	
20	木	友引	
21	金	先負	
22	土	仏滅	
23	日	大安	処暑
24	月	赤口	
25	火	先勝	
26	水	友引	
27	木	先負	
28	金	仏滅	
29	土	大安	
30	日	赤口	防災週間（～9月5日まで）
31	月	先勝	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分）</li> <li>●個人の県民税・市町村民税の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで</li> <li>●個人の事業税納付（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで</li> <li>●労働保険の年度更新（7月10日より期限延長）</li> <li>●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出（7月15日より期限延長）</li> </ul>